

現行

修正案

[事故等災害応急対策]

[事故等災害応急対策]

現行	修正案
<p><b>第1節 海上災害応急対策</b></p> <p>防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。</p> <p>なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p><b>第1 府の組織動員</b></p> <p>府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。</p> <p><b>1 組織体制及び動員配備体制</b></p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒班の設置 災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。</p> <p>イ 開始基準</p> <p>(ア) 台風情報により <b>24</b> 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合</p> <p>(イ) 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合</p> <p>(ウ) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合</p> <p>(エ) 山林火災において、拡大や民間への延焼が懸念される場合</p> <p>(オ) その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合</p> <p>ウ 解除基準</p> <p>(ア) 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなると認められる場合</p> <p>(イ) 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき</p> <p>(ウ) 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき</p> <p>エ 地域情報班の活動開始 管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。</p> <p>(2) 大阪府防災・危機管理指令部の活動 大阪府防災・危機管理対策指令部は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理指令部の活動 指令部長は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>イ 所掌事務 イ 所掌事務</p>	<p><b>第1節 海上災害応急対策</b></p> <p>防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。</p> <p>なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p><b>第1 府の組織動員</b></p> <p>府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。</p> <p><b>1 組織体制及び動員配備体制</b></p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒班の設置 災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。</p> <p>イ 開始基準</p> <p><u>(ア)</u> 台風情報により <b>24</b> 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合</p> <p><u>(イ)</u> 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合</p> <p><u>(ウ)</u> 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合</p> <p><u>(エ)</u> 山林火災において、拡大や民間への延焼が懸念される場合</p> <p><u>(オ)</u> その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合</p> <p>ウ 解除基準</p> <p><u>(ア)</u> 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなると認められる場合</p> <p><u>(イ)</u> 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき</p> <p><u>(ウ)</u> 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき</p> <p>エ 地域情報班の活動開始 管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。</p> <p>(2) 大阪府防災・危機管理指令部の活動 大阪府防災・危機管理対策指令部は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>ア 大阪府防災・危機管理指令部の活動 指令部長は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>イ 所掌事務 <u>(ア)</u> 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること</p>

- (ア) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 防災・危機管理警戒、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- (オ) 防災・危機管理警戒若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

ウ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部の活動とあわせて、当該地域の地域情報班は活動を開始する。

(3) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部を設置すると同時に、該当する地域に同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事

(イ) 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) 職員の配備体制に関すること

(エ) 防災・危機管理警戒、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(オ) 防災・危機管理警戒若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

ウ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部の活動とあわせて、当該地域の地域情報班は活動を開始する。

(3) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部を設置すると同時に、該当する地域に同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事

事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 本部の所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

(エ) 市町村への応援に関すること

(オ) 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること

(カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、副知事、副知事、危機管理監、危機管理室長、消防防災課長の順とする。

オ 地域連絡部の所掌事務

(ア) 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること

(イ) その他必要な事項

## 2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

(1) 非常1号配備 及び (2) 非常2号配備  
(略)

(3) 非常3号配備

ア 配備時期

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

イ 配備体制

府域及びその周辺における社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制

態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 本部の所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

(エ) 市町村への応援に関すること

(オ) 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること

(カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、副知事、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。

オ 地域連絡部の所掌事務

(ア) 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること

(イ) その他必要な事項

## 2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

(1) 非常1号配備 及び (2) 非常2号配備  
(略)

(3) 非常3号配備

ア 配備時期

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

イ 配備体制

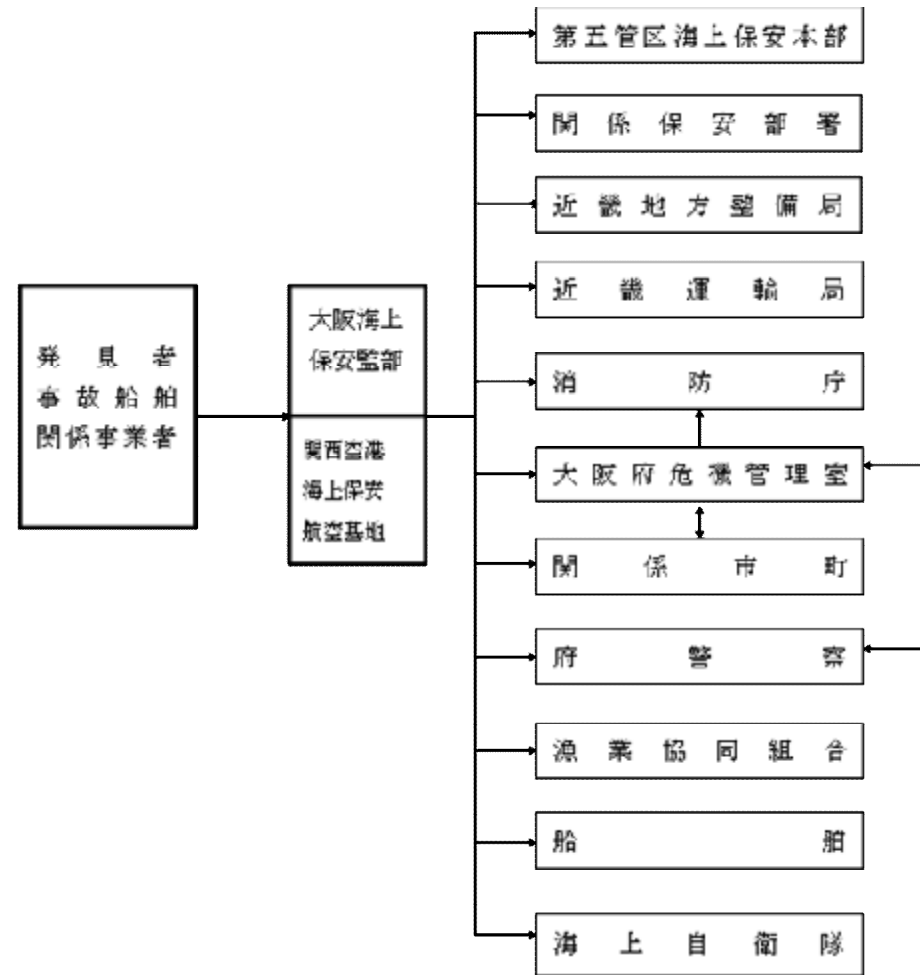
府域及びその周辺における社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制



第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

(略)

第3 事故発生時における応急措置

(略)

1 災害広報

(略)

2 流出油等の防除措置

(1) 府、関係市町

ア 及び イ

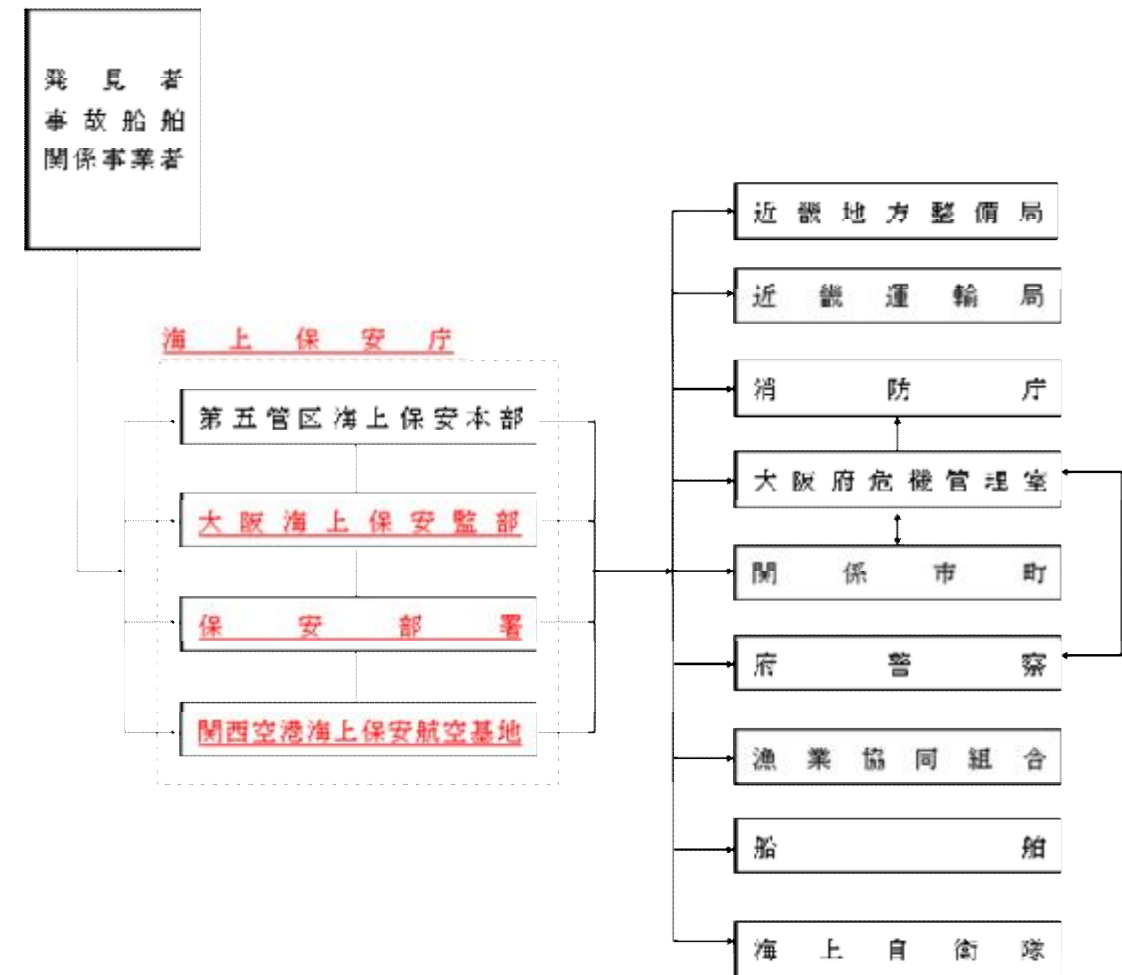
(略)

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたと

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

(略)

第3 事故発生時における応急措置

(略)

1 災害広報

(略)

2 流出油等の防除措置

(1) 府、関係市町

ア 及び イ

(略)

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたと

きは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ ～ カ (略)

(2) 第五管区海上保安本部

ア ～ エ (略)

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

(略)

(4) その他の防災関係機関等

第五管区海上保安本部又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り ～ 6 自衛隊の災害派遣要請

(略)

第4 事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

(略)

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(略)

きは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、指定海上防災機関等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ ～ カ (略)

(2) 第五管区海上保安本部

ア ～ エ (略)

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、指定海上防災機関に対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油等防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

(略)

(4) その他の防災関係機関等

第五管区海上保安本部又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜取り ～ 6 自衛隊の災害派遣要請

(略)

第4 事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

(略)

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(略)

## 第2節 航空災害応急対策

府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

###### ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な航空事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

###### イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

###### ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

###### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

### 第2 大阪国際空港

#### 1 範囲

## 第2節 航空災害応急対策

府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

###### ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な航空事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

###### イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

###### ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

###### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

### 第2 大阪国際空港

#### 1 範囲

(略)

## 2 航空機事故応急対策本部の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、航空機事故応急対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、その他必要と認められる機関

## 3 現場合同指揮所の設置（空港施設内の場合）

大阪空港事務所長は必要に応じ、現場合同指揮所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

## 4 応援体制

### (1) 協定等による応援体制

大阪空港事務所、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 大阪国際空港消火救難協力隊（空港施設内の場合）

### (2) 自衛隊の災害派遣要請

(略)

## 5 情報通信連絡及び広報

### (1) 情報通信連絡系統

(略)

### (2) 災害広報

大阪空港事務所は、利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行う。

また、防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

(略)

## 2 **現地**対策本部の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、**現地**対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、**新関西国際空港株式会社**、その他必要と認められる機関

## 3 現場合同**調整**所の設置（空港施設内の場合）

**新関西国際空港株式会社**は必要に応じ、現場合同**調整**所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

## 4 応援体制

### (1) 協定等による応援体制

**新関西国際空港株式会社**、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）

### (2) 自衛隊の災害派遣要請

(略)

## 5 情報通信連絡及び広報

### (1) 情報通信連絡系統

(略)

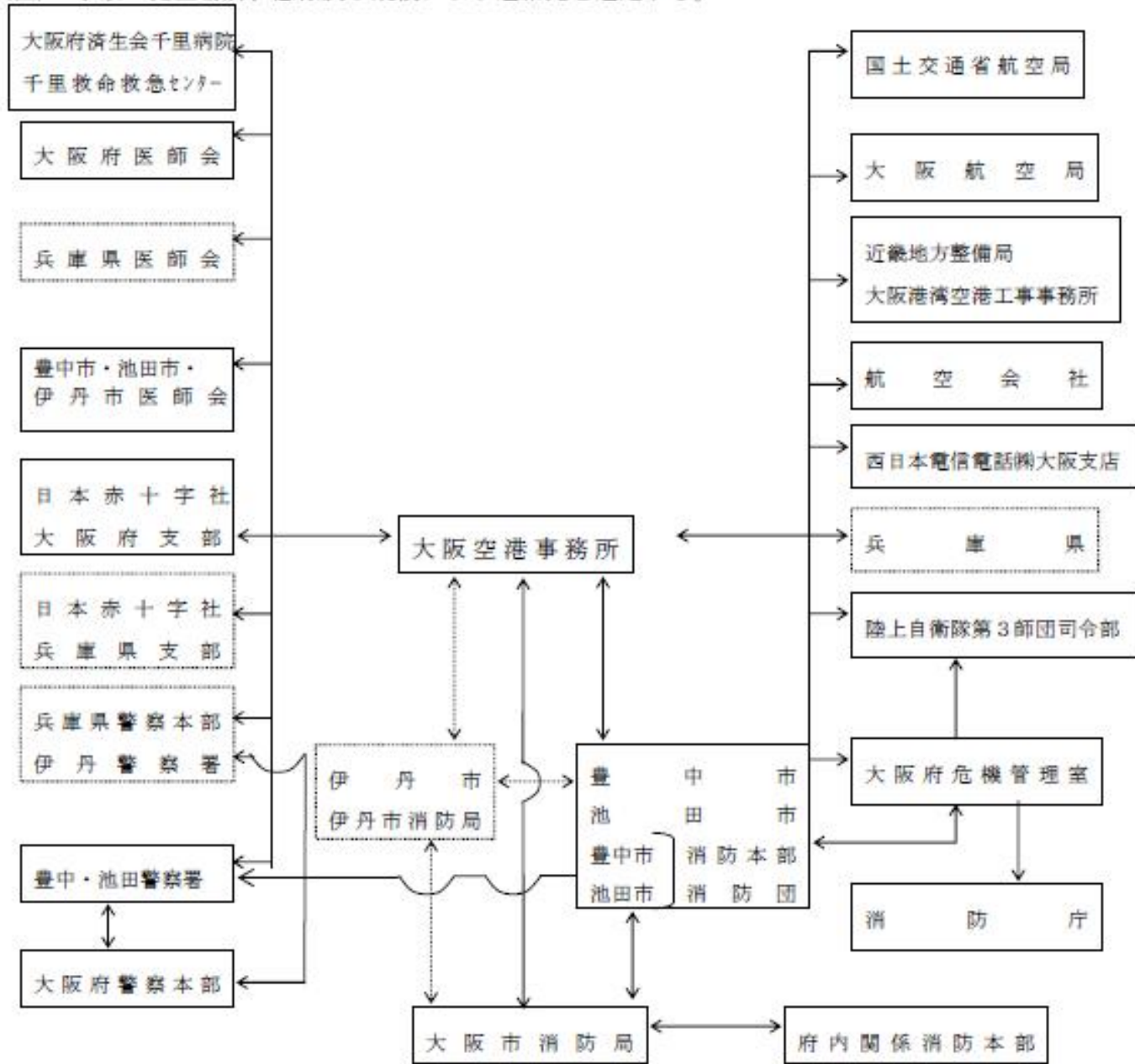
### (2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。



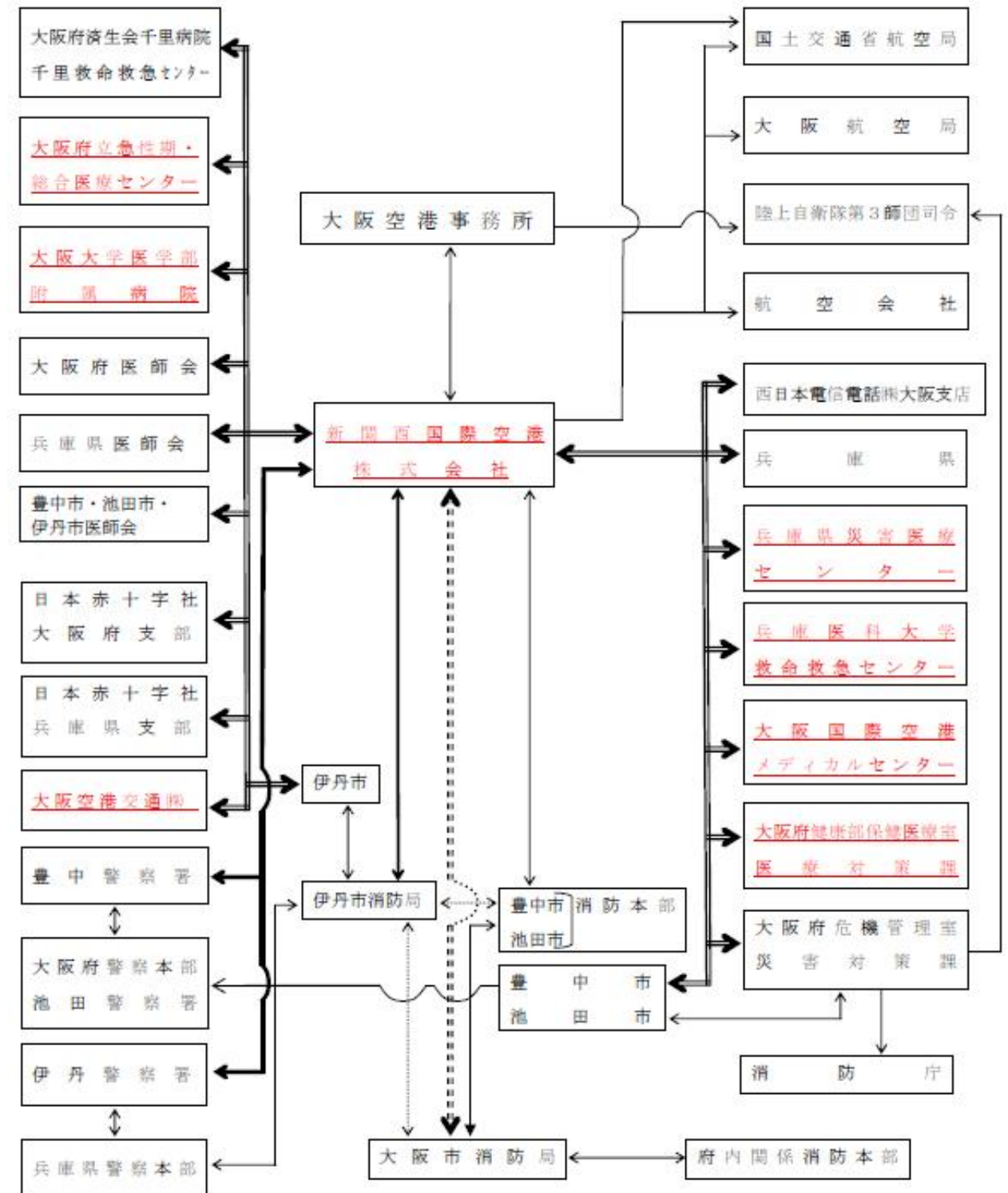
別図1〔連絡系統図 大阪国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



別図1〔連絡系統図 大阪国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



## 6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

### (1) 大阪空港事務所

(略)

### (2) 府

(略)

### (3) 府警察

ア 救出・救助活動

イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備

ウ 事故現場周辺地域の交通規制

エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認

### (4) 地元市 ～ (8) 大阪国際空港消火救難協力隊（空港施設内の場合）

(略)

## 第3 関西国際空港

### 1 範囲

関西国際空港の周辺

(略)

### 2 航空事故総合対策本部の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

### 3 現地調整本部の設置

関西国際空港株式会社は必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

### 4 応援体制

#### (1) 協定等による応援体制

関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

(略)

#### (2) 自衛隊の災害派遣要請

## 6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

### (1) 新関西国際空港株式会社

(略)

### (2) 大阪空港事務所

ア 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定

### (3) 府

(略)

### (4) 府警察

ア 救出・救助活動

イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備

ウ 事故現場周辺地域の交通規制

エ 遺体の検視（死体調査）及び身元確認

### (5) 地元市 ～ (9) 大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）

(略)

## 第3 関西国際空港

### 1 範囲

関西国際空港及びその周辺

(略)

### 2 航空事故総合対策本部の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

[防災関係機関]

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

### 3 現地調整本部の設置

新関西国際空港株式会社は必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

### 4 応援体制

#### (1) 協定等による応援体制

新関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

(略)

#### (2) 自衛隊の災害派遣要請

(略)

## 5 情報通信連絡及び広報

(略)

## 6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- (1) **新**関西国際空港株式会社  
(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)

- ア 消火・救助・救急活動（避難誘導を含む）
- イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備
- エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限
- オ 負傷者数及び搭乗者の把握
- カ 遺体仮収容所の設置
- キ 制限区域内の誘導
- ク 救助用船の手配

- (2) 関西空港事務所  
(略)

- (3) 関西空港海上保安航空基地
  - ア 消火・救助活動
  - イ 負傷者の搬送
  - ウ 事故現場付近の警戒警備
  - エ 事故現場周辺海域の交通規制
  - オ 行方不明者の捜索
  - カ 遺体の検視（見分）及び身元確認
  - キ 流出油の防除

- (4) 府  
(略)

- (5) 府警察
  - ア 救出・救助活動
  - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
  - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
  - エ 遺体の検視（見分）及び身元確認

- (6) 地元市町～ (10) 関西国際空港消火救難協力隊  
(略)

第4 八尾空港 及び 第5 その他の地域

(略)

(略)

## 5 情報通信連絡及び広報

(略)

## 6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- (1) **新**関西国際空港株式会社  
(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)

- ア 消火・救助・救急活動（避難誘導を含む）
- イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備
- エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限
- オ 負傷者数及び搭乗者の把握
- カ 遺体仮収容所の設置
- キ 制限区域内の誘導
- ク 救助用船の手配

- (2) 関西空港事務所  
(略)

- (3) 関西空港海上保安航空基地
  - ア 消火・救助活動
  - イ 負傷者の搬送
  - ウ 事故現場付近の警戒警備
  - エ 事故現場周辺海域の交通規制
  - オ 行方不明者の捜索
  - カ 遺体の検視（**死体調査**）及び身元確認
  - キ 流出油の防除

- (4) 府  
(略)

- (5) 府警察
  - ア 救出・救助活動
  - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
  - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
  - エ 遺体の検視（**死体調査**）及び身元確認

- (6) 地元市町～ (10) 関西国際空港消火救難協力隊  
(略)

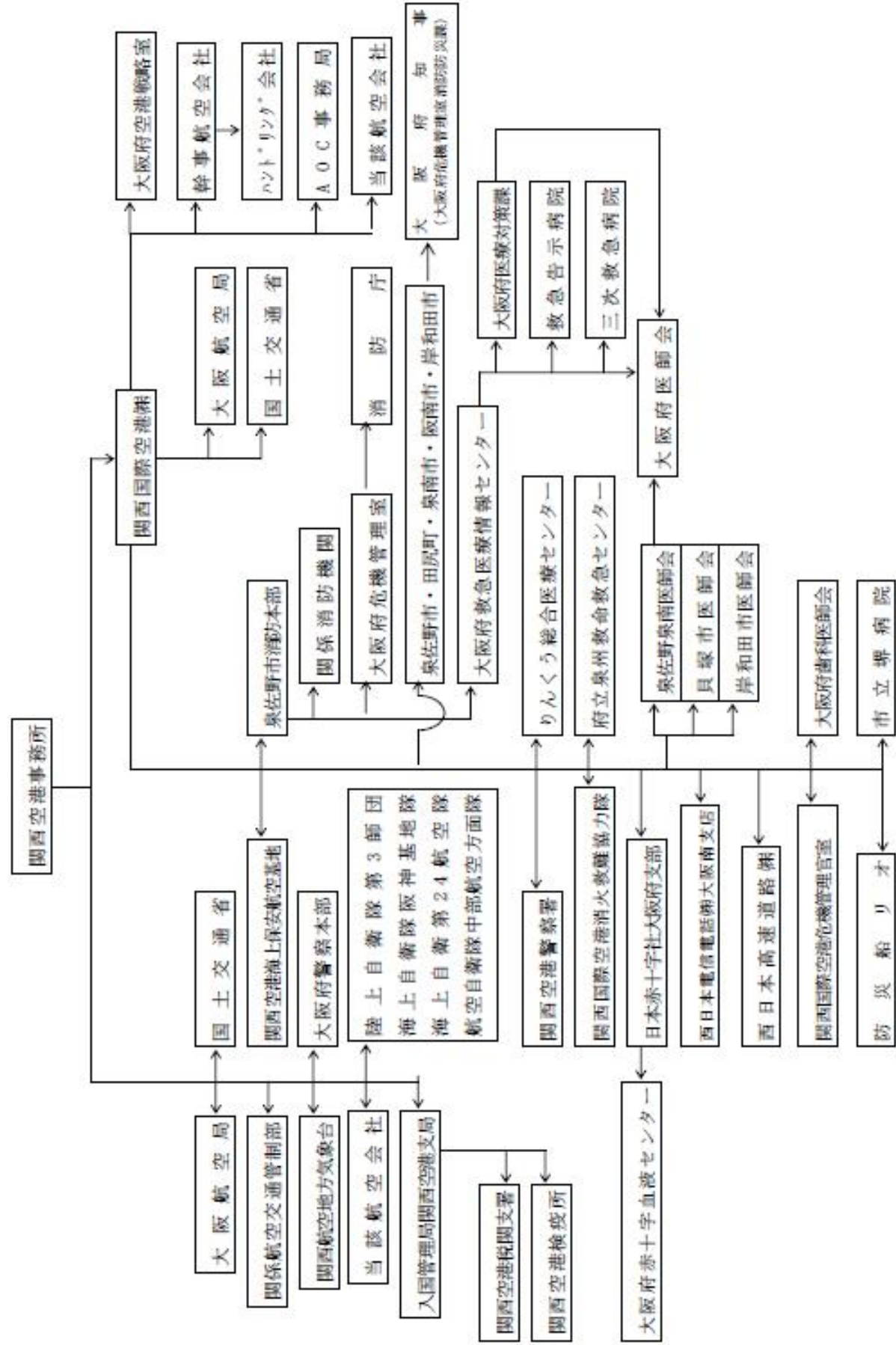
第4 八尾空港 及び 第5 その他の地域

(略)



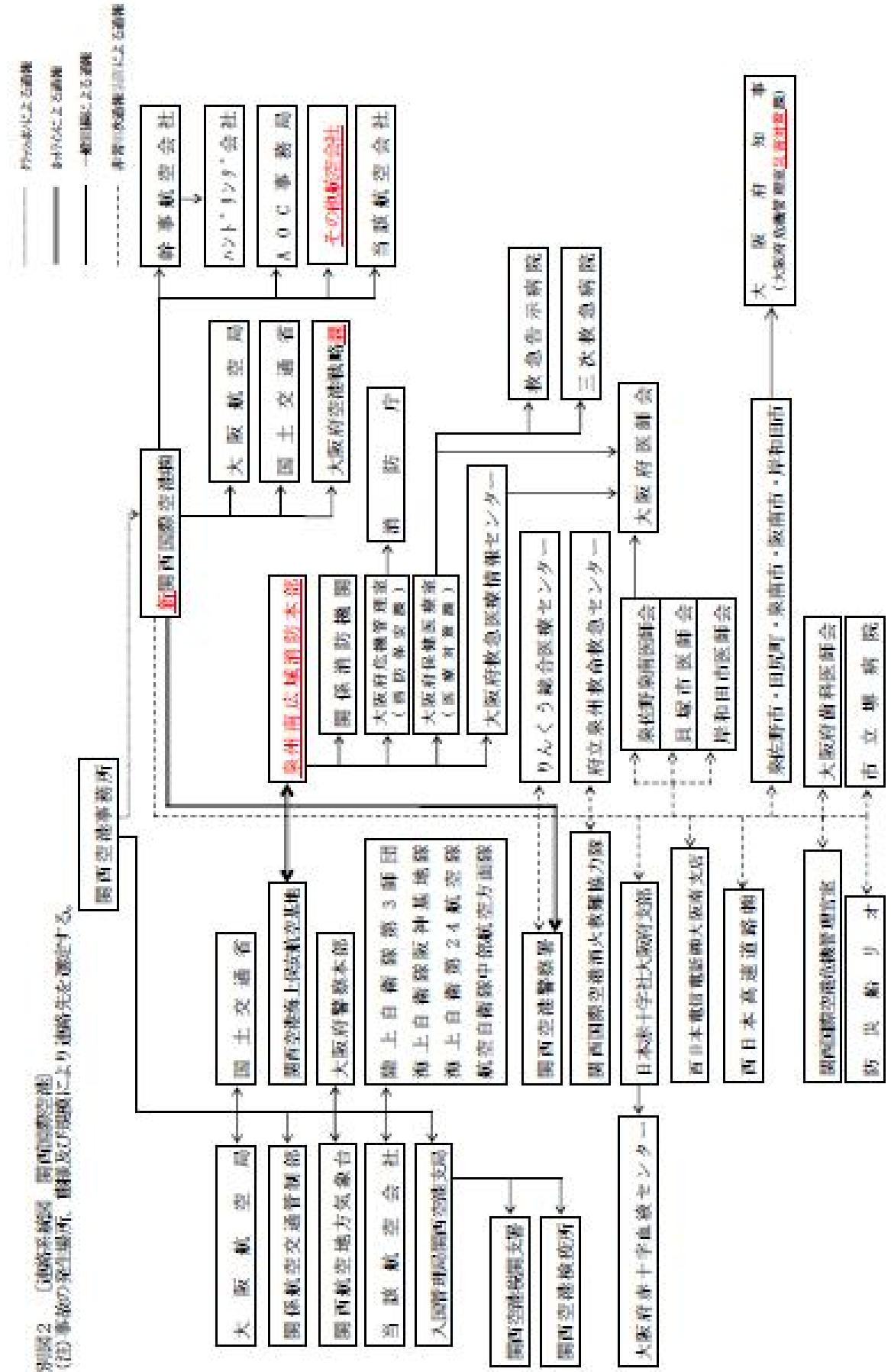
別図2 〔連絡系統図 関西国際空港〕

(注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



別図2 〔連絡系統図 関西国際空港〕

(注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



別図2 〔連絡系統図 関西国際空港〕  
(注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



### 第3節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び府、市町村その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

#### 第1 府の組織動員

府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

##### 1 組織体制及び動員配備体制

###### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

###### ア 設置基準

(7) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な鉄道事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

###### イ 廃止基準

(7) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

###### ウ 所掌事務

(7) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

###### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

###### (2) その他

(略)

#### 第2 情報収集伝達経路 及び 第3 鉄軌道事業者の災害応急対策

(略)

### 第3節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び府、市町村その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

#### 第1 府の組織動員

府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

##### 1 組織体制及び動員配備体制

###### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

###### ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な鉄道事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

###### イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

###### ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

###### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

###### (2) その他

(略)

#### 第2 情報収集伝達経路 及び 第3 鉄軌道事業者の災害応急対策

(略)

## 第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び府、市町村その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

##### ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な道路事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

##### イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

##### ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

##### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

(略)

## 第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び府、市町村その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

##### ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な道路事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

##### イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

##### ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

##### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

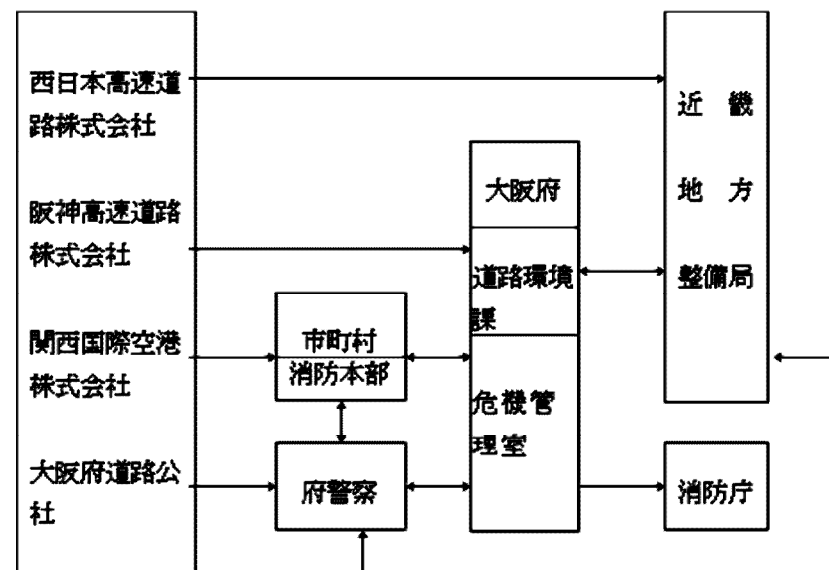
##### (2) その他

(略)

## 第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

### 1 情報収集伝達経路



### 2 収集伝達事項

(略)

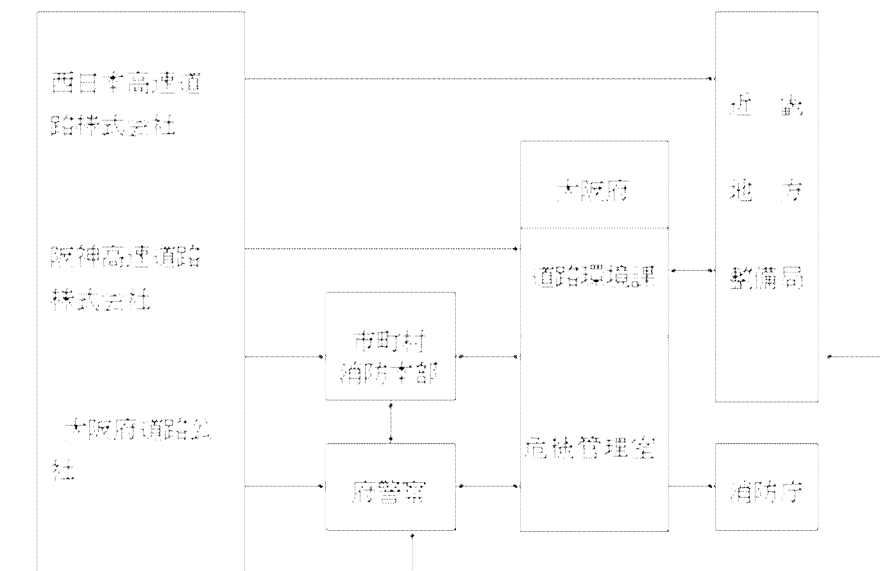
### 第3 道路管理者の災害応急対策

(略)

## 第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

### 1 情報収集伝達経路



### 2 収集伝達事項

(略)

### 第3 道路管理者の災害応急対策

(略)

## 第5節 危険物等災害応急対策

(略)

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

###### ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な危険物等の事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

###### イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

###### ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

###### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

(略)

### 第2 危険物災害応急対策

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

## 第5節 危険物等災害応急対策

(略)

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

###### ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な危険物等の事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

###### イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

###### ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

###### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

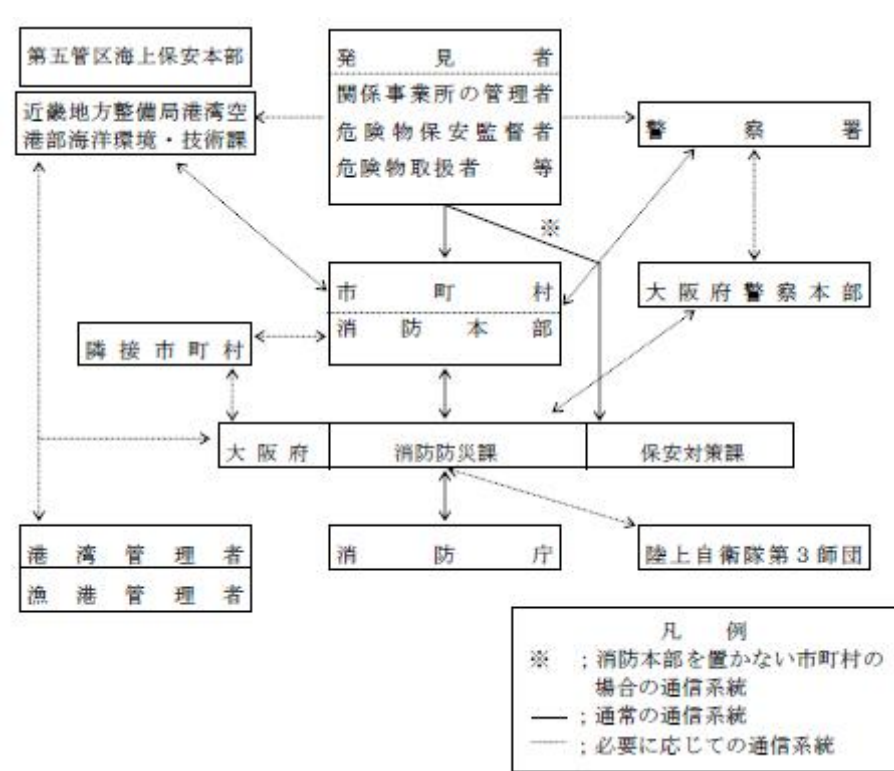
(略)

### 第2 危険物災害応急対策

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。





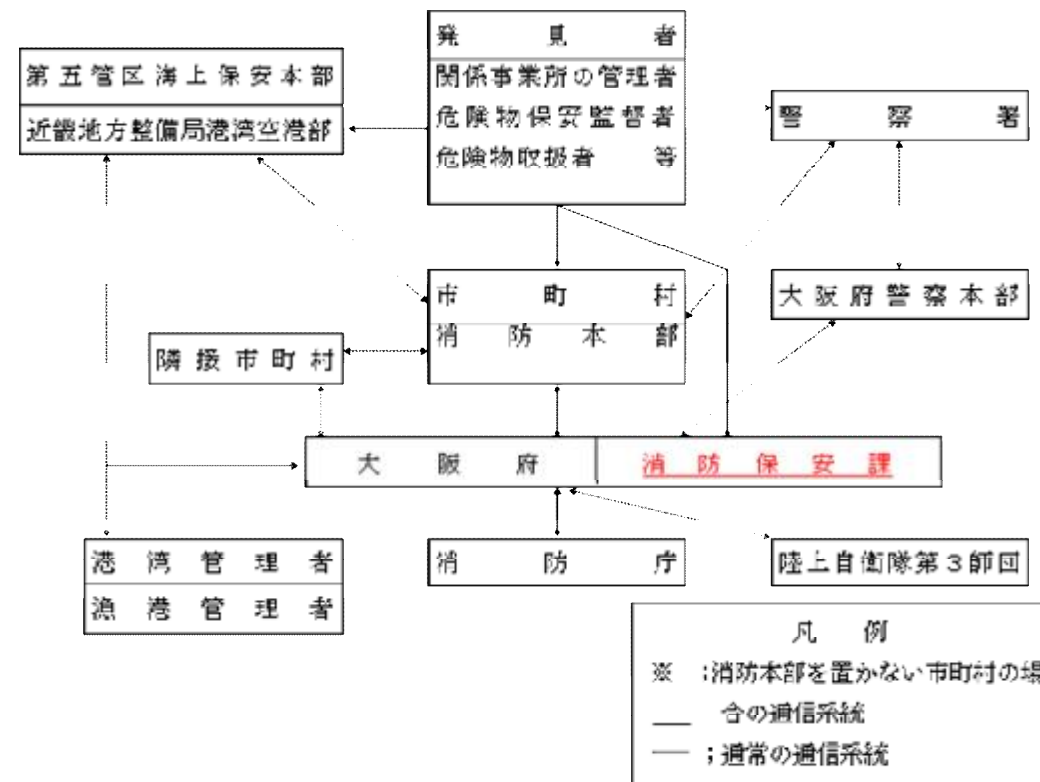
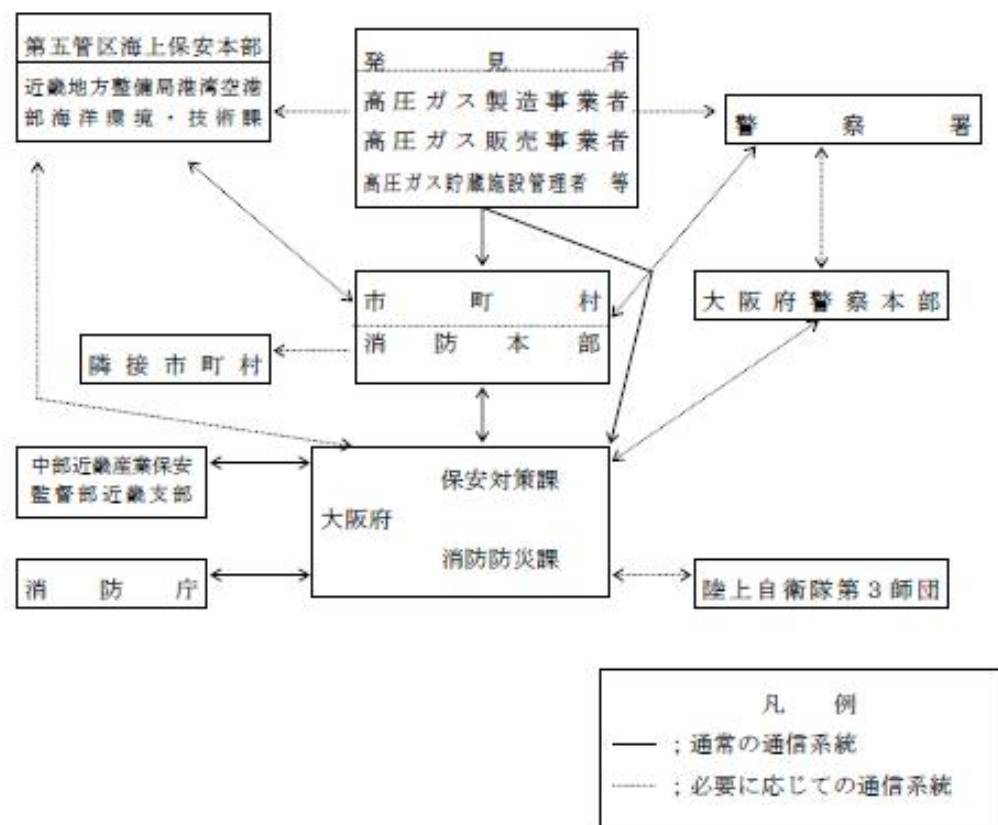
2 市町村、府 ~ 4 事業者

(略)

第3 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



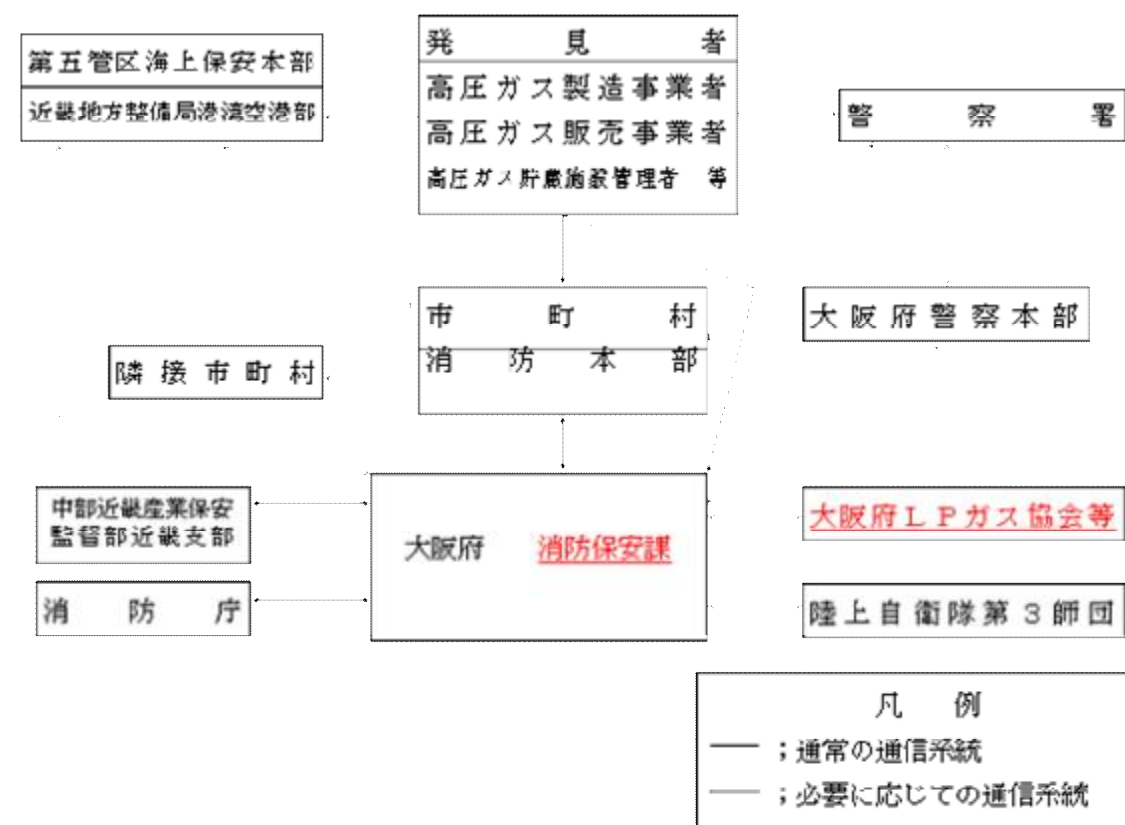
2 市町村、府 ~ 4 事業者

(略)

第3 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 2 市町村

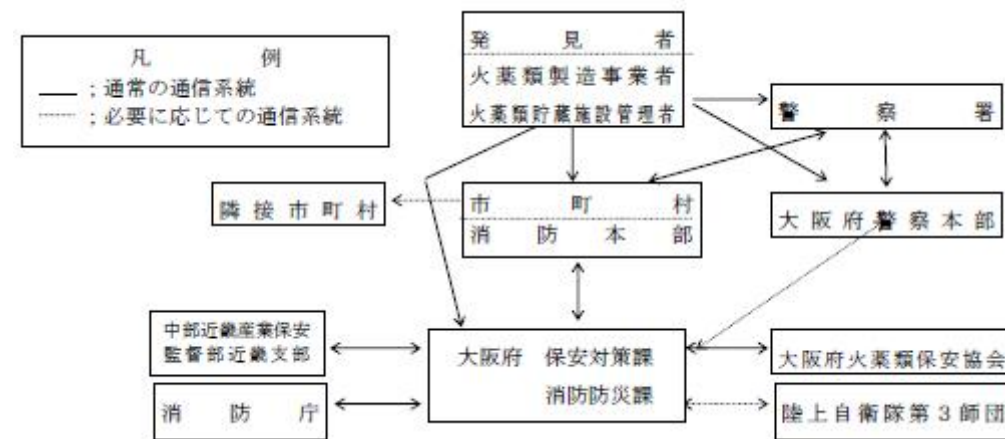
施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

## 3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

### 第4 火薬類災害応急対策

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

## 3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

### 第5 毒物劇物災害応急対策

(略)

## 2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

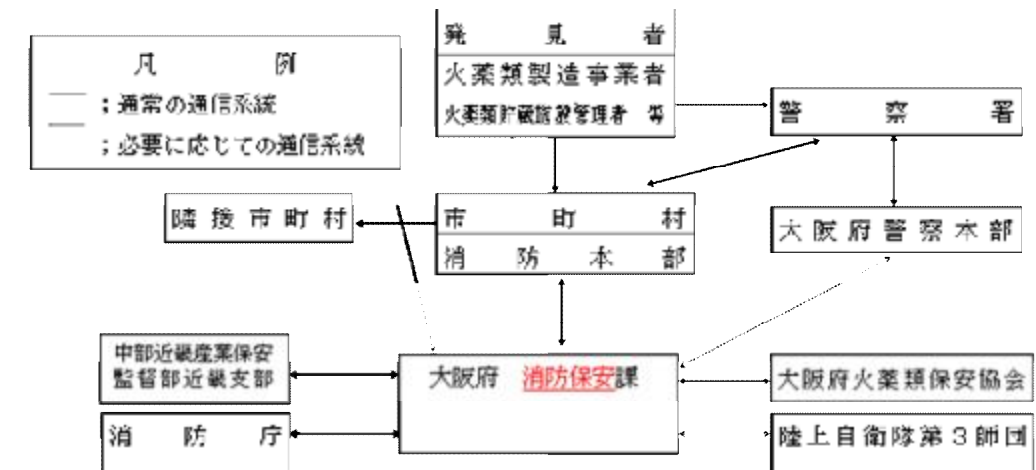
また、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

## 3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

### 第4 火薬類災害応急対策

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、火薬類取締法の権限を移譲されている市町村は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

## 3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ 5 事業者 (略)

### 第5 毒物劇物災害応急対策

(略)

## 第6 管理化学物質災害応急対策

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

### 2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

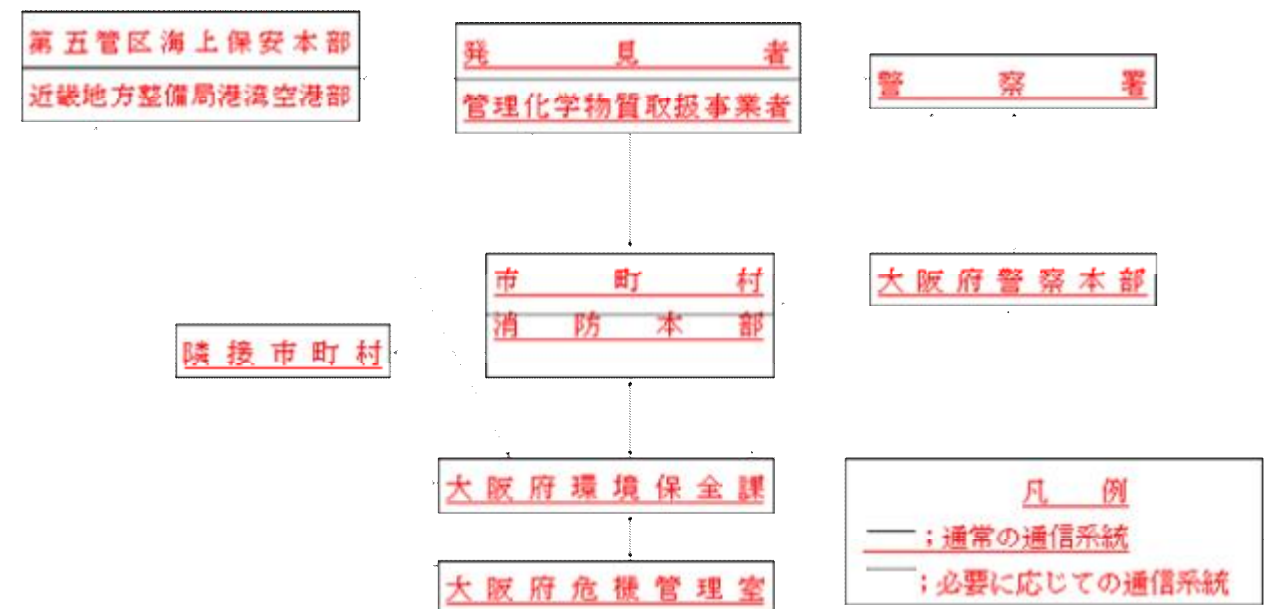
### 3 府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

### 4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

[別図]



## 第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

##### ア 設置基準

- (7) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

##### イ 廃止基準

- (7) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

##### ウ 所掌事務

- (7) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

##### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

(略)

### 第2 通報連絡体制

(略)

## 第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

##### ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

##### イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

##### ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

##### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

(略)

### 第2 通報連絡体制

(略)



### 第3 火災の警戒

#### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/s以上となる見込みのとき  
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

#### 2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

#### 4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

### 第4 市町村

市町村は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。  
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

#### 1 ガス漏洩事故

(1) ～ (5) (略)

#### (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

#### 2 火災等 及び 3 広域応援体制

(略)

### 第5 府警察

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

#### 1 警備本部等の設置 ～ 5 交通規制

(略)

#### 6 その他

### 第3 火災の警戒

#### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/s以上となる見込みのとき  
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

#### 2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

#### 4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

### 第4 市町村

市町村は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。  
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

#### 1 ガス漏洩事故

(1) ～ (5) (略)

#### (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社(都市ガスの場合)、または、大阪府LPガス協会が指定する通報事業所(LPガスの場合)が行う。

イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

#### 2 火災等 及び 3 広域応援体制

(略)

### 第5 府警察

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

#### 1 警備本部等の設置 ～ 5 交通規制

(略)

#### 6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。  
また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（見分）等  
所要の措置をとる。

第6 大阪ガス株式会社 及び 第7 高層建築物、地下街の管理者等  
(略)

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。  
また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）  
等所要の措置をとる。

第6 大阪ガス株式会社 及び 第7 高層建築物、地下街の管理者等  
(略)

## 第7節 林野火災応急対策

市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

##### ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な林野の火災による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

##### イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

##### ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

##### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

(略)

### 第2 市町村の活動体制 及び 第3 防災関係機関等の活動体制

(略)

## 第7節 林野火災応急対策

市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

### 第1 府の組織動員

府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制及び動員配備体制

##### (1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

##### ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な林野の火災による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

##### イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

##### ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

##### エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

##### (2) その他

(略)

### 第2 市町村の活動体制 及び 第3 防災関係機関等の活動体制

(略)

## 第4 火災通報等

### 1 通報基準

(1) 市町村は、林野における火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

ア ～ エ (略)

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に速報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

ア 焼損面積 **10ha** 以上と推定される場合

イ 空中消火を要請した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む）

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

### 2 通報連絡体制

(略)

## 第5 火災の警戒

### 1 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が **60%**以下で、最小湿度が **40%**以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が **10m/s** 以上となる見込みのとき  
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

### 2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

### 4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

## 第4 火災通報等

### 1 通報基準

(1) 市町村は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

ア ～ エ (略)

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

ア 焼損面積 **10ha** 以上と推定される場合

イ 空中消火を要請又は実施した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む。）

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

### 2 通報連絡体制

(略)

## 第5 火災の警戒

### 1 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が **60%**以下で、最小湿度が **40%**以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く。)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が **10m/s** 以上となる見込みのとき  
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

### 2 火災警報 及び 3 火の使用制限

(略)

### 4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。